

令和2年度第5回会議の概要

令和3年度 第1回 久御山町上下水道事業経営審議会 令和3年5月17日(月)10:00~

久御山町 事業建設部 上下水道課

【目次】

1	令和2年度第5回会議での主なご質問・ご指摘事項	2
2	投資計画について	4

1 令和2年度第5回会議での主なご質問・ご指摘事項(1/2)

(1) 未普及区域管渠敷設工事について

No	**************************************		検討内容				
Nº	委員質問·指摘事項要旨 	審議会回答要旨	趣旨	説明 等			
1	下水道を整備した場合、浄化槽を設置しているところでは、浄化槽をやめて下水道に接続していただくことになるが、対象者は接続することを希望しているのか。	対象者への意思確認では、下水道の整備を強く希望 されているわけではないが、整備されれば接続しても 良いとのことであった。	_				
2	事実上、浄化槽でも水洗トイレを使用できるため、必ずしも公平性のために全て下水道にしなければならないわけではない。	未普及区域の整備について、事務局としては費用対 効果が出ないということを問題に思っているが、下水 道の接続による公平なサービスという面では整備しな	_				
3	浄化槽について必要に応じて支援をするなど、総合的にあまりお金をかけず、住民の利便性が下水道普及地と変わらないような形で、住民サービスを提供する方法を考えても良いのではないかと思う。	ければならないという面もある。一方で、1軒のために 何千万円の投資をするということに対して、他の住民 の理解が得られるのかという問題もある。	-				
4	対象者は、整備されれば接続するが、されなければ浄化槽のままで良いという感じであり、今後住み続けられるかどうかもわからないということも考えるならば、浄化槽で不便がなければ、あえて下水道を整備する必要はないのではないかと思う。	久御山町はコンパクトで平坦なまちであるため、下水 道事業を開始したときに、全域を下水道の事業計画 区域に入れていくという方針であったが、そのなかで 今、整備困難地が残っている。そういった地域につい	_				
5	住民からすれば、水洗トイレが使えるという点では、その先が下水道か浄化槽かということは、受益という面では変わらず、 公平性が保たれるため、下水道事業の財政面での努力も必要ではないかと考える。	ては、浄化槽区域という指定をして、事業計画区域から外すという手法も考えていかなければならないと考えている。	_				
6	【審議会の結論】 投資効果や費用対効果なども勘案した結果 合併浄化槽の設置については、今設置でき	、合併浄化槽で対応していくのが妥当である。 ていないところには支援策を検討すること。	検討事項	浄化槽への支援策については、他市町村の状況や当該地域の状況、 公平性の観点等を踏まえ検討する。			

1 令和2年度第5回会議での主なご質問・ご指摘事項(2/2)

(2) 負担のあり方について

No	子马萨明 化体束存变片	常 举人□放布比	検討内容				
Nº	委員質問·指摘事項要旨 	審議会回答要旨	趣旨	説明 等			
1	そもそも基準外繰入をするということは、 下水道事業において一般的なものなのか。	下水道事業は大きな初期投資がかかるなか、国費充 当部分以外を企業債でまかなう形で整備を進めてき た。今、その企業債の償還が重くのしかかっており、 下水道事業の収入だけでは運営することがかなり厳し い状況となっているため、全国的に多くの市町村が基 準外繰入金を繰り入れて事業運営を行っている。	I				
2	他市町村は基準外繰入による負担があるが、久御山町の下水道事業は財政的に良いため基準外繰入がないということとなれば、それは下水道使用料の水準が高いからということも考えられる。	そういったことも踏まえ、下水道使用料(私費負担)と 一般会計繰入金(公費負担)のあり方について、本審 議会で審議いただきたいと考えている。	補足説明	本町の下水道使用料は、府内でも3番目に安い使用料水準となっている。 (一般家庭用・20㎡/月で比較、令和2年4月1日現在)			
3	基準外繰入を繰り入れるとしても、なにかの基準に基づいて繰り入れていかなければ事実的な経営をかえって害することになるおそれがあるため、基準、考え方、規律を持つことは重要と考える。	_	補足説明	本町も同様の意見であり、下水道ビジョンを策定するなかで、本審議 会で審議いただき整理したいと考えている。			
4	総務省の繰出基準も参考になると考えら れるため、資料として提示してほしい。		I	本日の会議の参考資料として提示する。			
5	久御山町は終末処理場を持っておらず、 町で決定できない費用があり、今後それ がどうなるかわからないリスクがある。費 用が高騰した場合には、繰入金が使える といったことも考えなくてはならない。	京都府の流域下水道事業経営戦略の数値を基に負担金を算定しているが、下水道事業は今も他市町で拡張しているところがあり、水道事業とは違い、現状で施設が過大ということはなく、負担金が急に高くなるといった心配はないと考えている。	_				
6	現状で経常収支が整っている状況であれば、なかなか下水道使用料を上げるということに対する理解は、ハードルが高いと考える。	確かに黒字を計上するなかで使用料改定の話は難しいと考えるが、あくまでシミュレーションは大口使用者が一定水準で使用する前提の試算であり、今後のリスクとしてその収益が減少するということも考えられる。	検討事項	本町では、現行の使用料体系をできる限り維持したいと考えている。			

2 投資計画について

令和2年度第5回会議で示した投資計画(案②)における未普及区域管渠敷設工事は、各委員のご意見等を踏まえ、費用対効果や対象人口、浄化槽による代替が可能である点等を勘案した結果、当面は実施しない方針としました。

下水道ビジョン計画期間における投資計画の事業費の推移

単位:千円

項目	R4年度 (計画)	R5年度 (計画)	R6年度 (計画)	R7年度 (計画)	R8年度 (計画)	R9年度 (計画)	R10年度 (計画)	R11年度 (計画)	R12年度 (計画)	R13年度 (計画)	合計
ポンプ更新工事	5,500			5,500	11,000		1,500				23,500
管更生工事 (※)	13,312	13,485	18,857	18,922	10,460	172,000	172,000	172,000	172,000	172,000	935,036
人孔鉄蓋更新工事	14,620	14,190	14,190	14,190	14,190	14,190	14,190	14,190	14,190	14,190	142,330
下水道台帳システムの更新			1,500					1,500			3,000
設計•調査•計画策定業務	9,000	9,000	18,163	27,290	34,090	19,700	19,700	19,700	19,700	34,090	210,433
事務費	7,671	7,671	7,671	7,671	7,671	7,671	7,671	7,671	7,671	7,671	76,710
消費税	4,243	3,668	5,271	6,590	6,974	20,589	20,739	20,739	20,589	22,028	131,430
合計	54,346	48,014	65,652	80,163	84,385	234,150	235,800	235,800	234,150	249,979	1,522,439

^(※)併行して策定を進めていた「久御山町公共下水道修繕・改築計画」が、令和3年3月25日に完成したことに伴い、令和2年度第5回会議の 資料2「投資・財政計画(収支計画)について」(P.9)で示した「管更生工事」の事業費を変更しております。